

一般社団法人日本国際看護学会 庶務委員会 規程

第 1 条（名称）

一般社団法人日本国際看護学会(以下, 本法人という)は, 定款第 42 条ならびに定款施行細則第 4 条にもとづき, 理事会のもとに庶務委員会を置く(以下, 委員会という)。

第 2 条（目的）

委員会は, 本会定款第 4 条の目的を達成するために, 本法人の円滑な運営活動を行うことを目的とする。

第 3 条（活動）

委員会は, 前条の目的を達成するため, 次の活動を行う。

- (1) 代議員会, 総会, 理事会その他本法人の運営に関する活動
- (2) 定款, 規程その他法規に関する活動
- (3) 会員の入会・退会に関する活動
- (4) 会員への各種通知に関する活動
- (5) その他, 理事会または委員会が必要と認めた活動

第 4 条（構成）

委員会は, 理事 1 名を含む計 3 名程度で構成する。委員長には理事を充てる。委員の選出にあたっては, 委員会担当理事が理事会に候補者を推薦し, 承認を得る。委員の任期は原則として 2 年とする。ただし, 再任は妨げない。欠員が生じた場合, これを補充しその任期は前任者の残任期間とする。

第 5 条（会議）

委員長は委員会を招集し, その議長を務めるとともに, 委員会事務を統括する。委員会は, 委員の過半数以上の出席(委任状による出席を含む)をもって成立し, 出席委員の過半数をもって議事を決する。

第 6 条（会計）

委員会の決算は, 毎年理事会に報告し, 承認を受ける。

第 7 条（規程の変更）

本規程の改廃は, 理事会における決議を経て代議員会に報告しなければならない。

第 8 条（その他）

この規程に定めるもののほか, 委員会運営に必要な事項は委員長が委員に諮り, 理事会の承認を得て定める。

附 則

この規程は、2023年4月3日から施行する。